別表六㈠付表の記載要領第１号中「以下この記載要領」を「第３号」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を削り、同第11号㈠中「第７号」を「第５号」に改め、同号⑥中「「税額控除可能分配額 ㉒×㉓ ㉔」」を「「税額控除可能分配額 ㉑×㉒ ㉓」」に改め、同第11号中「。次号及び第５号において同じ。」を削り、同第四号及び第五号を削り、同第六号を同第四号とし、同第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉛」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉚」」に改め、同号を同第五号とし、同第八号中「「㉛の法人税額相当額　㉜」」を「「㉚の法人税額相当額　㉛」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉛」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉚」」に改め、同号を同第六号とし、同第九号中「「調整後税額控除可能額 ⑮と(㉑－㉝)のうち少ない金額 ㉞」」を「「調整後税額控除可能額 ⑮と(⑳－㉜)のうち少ない金額 ㉝」」に改め、同号㈠中「㉑－㉝」を「⑳－㉜」に改め、同号㈡中「㉑－㉝」を「⑳－㉜」に、「＋㉘」を「＋㉗」に改め、同号を同第七号とする。

別表六㈡の記載要領㈠中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同㈡中「次に掲げる」を「同条第５項各号又は第６項各号に掲げる」に、「それぞれ次に定める」を「同条第４項の」に改め、同㈡イ及びロを削り、同㈢中「次に掲げる事業年度」を「対象事業年度（同項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度をいう。(3)において同じ。）」に、「それぞれ次に定める」を「同条第４項の」に、「同号イ」を「同条第８項第３号イ」に、「当該事業年度」を「当該対象事業年度」に、「当該規定」を「同条第４項の規定」に改め、同㈢イ及びロを削る。

別表六㈡及び別表六㈢を削る。

別表六㈣の表中

「	当期税額基準額 ((7)＋(別表六(十五)「18」))×10/100
	当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」) 」

を

「	当期税額基準額 ((7)＋(別表六(十三)「18」))×10/100
	当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」) 」

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を削り、同第11号中「令和６年４月１日」を「令和９年４月１日」に、「事業年度に該当する」を「事業年度である」に改め、同号㈡中「若しくは「14」」を「、「12」若しくは「16」」に改め、同第11号中「「当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」) (9)」」を「「当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」) (9)」」に、「「又は(別表六(十四)付表二「13」」を「「又は(別表六(十二)付表二「13」」に改め、同表を別表六㈡とし、別表六㈣付表一を別表六㈡付表一とする。